

鳥取県広報連絡協議会運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県広報連絡協議会運営事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、次を目的として交付する。

- ア 鳥取県の認知度及び好感度を高めるため、その魅力を県内外に発信する総合情報誌（以下「鳥取県総合情報誌」という。）の発行を支援すること
- イ 県内外から会員を募り、会員を通じて鳥取県の魅力を発信する、ふるさと来LOVEとっとりの運営を支援すること
- ウ 県、市町村、民間が一丸となって情報発信に取り組むための広報ワークショップの実施
- エ 鳥取県総合情報誌の撮影・取材により蓄積されたデータ及び県から引き受けた写真素材等を活用すること等

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県総合情報誌の発行、ふるさと来LOVEとっとりの運営、広報ワークショップの実施及び撮影・取材データ並びに写真素材等の活用等に係る事業（以下「補助事業」という。）を行う鳥取県広報連絡協議会に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額とする。
- 3 前項の対象経費のうち、工事請負費及び委託費については、県内事業者が施行を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で、県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。
- 4 なお、工事請負費及び委託費以外の対象経費については、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年度ごとに4月5日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、様式第3号による計画書を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の額の2割を超える変更以外

の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、令和の改新戦略本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付決定を受けた鳥取県総合情報誌等発行事業補助金については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付決定を受けた鳥取県総合情報誌等発行事業補助金については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年度鳥取県広報連絡協議会運営事業計画（報告）書

1 鳥取県総合情報誌の発行

（1）目的

（2）発行概要（実績）

発行年月	発行部数	規 格 販売単価	無 償 配 布			
			配布先	県内県外の別	先数	配布部数

2 ふるさと来LOVEとっとりの運営

（1）目的

（2）事業の内容（実績）

区 分	事 業 内 容
会員募集事業	
サービス提供事業	
人的ネットワーク 構築強化事業	

3 広報ワークショップの実施等

（1）目的

（2）実施概要（実績）

4 データの活用等

（1）目的

（2）実施概要（実績）

5 その他

※実施事業のうち、対象経費が工事請負費または委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載してください。

年度鳥取県広報連絡協議会運営事業収支予算（決算）書

1 収 入

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度実績額)	増 減	備 考
会費収入				
民間				
ふるさと来LOVE とっとり				
補助金収入				
販売収入				
その他の収入				
計				

2 支 出

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度実績額)	増 減	備 考
会議費				
事業費				
人件費・管理費				
その他の支出				
計				

年度鳥取県広報連絡協議会運営事業予算執行計画書

(単位：円)

区 分		第1期	第2期	第3期	第4期	年間合計
収 入	会費収入					
	民間会員					
	ふるさと来LOVEと っとり					
	補助金収入					
	販売収入					
	その他の収入					
	合 計					
支 出	会議費					
	事業費					
	人件費・管理費					
	その他の支出					
	合 計					
収入支出差引額						

様

職 氏 名 印

年度鳥取県広報連絡協議会運営事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県広報連絡協議会運営事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、鳥取県総合情報誌の発行、ふるさと来LOVEとっどりの運営、広報ワークショップの実施及び鳥取県総合情報誌の撮影・取材により蓄積されたデータ並びに県から引き受けた写真素材等を活用すること等とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額から補助事業に伴う収入（本補助金及び前年度からの繰越金を除く。）の実績額を控除した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県広報連絡協議会運営事業補助金交付要綱（平成12年3月31日付秘第99号鳥取県総務部長通知）の規定に従わなければならない。